

3 養育の開始

28 子どもにとっての 実名の重要性

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (4) 子どもの名前、里親の呼称等

- 子どもの実名（「姓」と「名前」）は、子どものアイデンティティの一部で、かけがえのない大切なものです。実名の扱いには十分注意し、配慮しましょう。
- 里親の姓を通称として使う場合、子どもが保護された背景や委託の状況（養子縁組の予定があるなど）、子どもの意思、子どもの利益、実親の意向などがあるため、児童相談所などの関係機関と相談して決める必要があります。
- 子どもが養子縁組を必要とし、里親もそれを望んでいる場合には、里親の姓を通称として使うことが多いようです。養子縁組が成立するまでは、里親の姓を使用するにも児童相談所との相談が必要です。また、養子縁組後も、子どもにとって元の姓はとても大切であることを忘れないようにしましょう。
- 里親の姓を使う場合、学校の卒業証書、大学などの18歳以降の入学試験や検定試験などを受ける際は実名を使うことがあるため、子どもに実名を伝え、子どもが納得できるように説明をしていくことが大切です。
- 子どもが里親等の養育者をどう呼ぶか（たとえば「お母さん」「お父さん」「おじさん」「おばさん」など）は、養育者が一方的に決めるのではなく、子どもの状況や意思を確認し、実親の存在も認めた上で、子どもと一緒に決めていくことが重要です。

事例



実親の気持ちを大事にした名付け

生後すぐに保護された女の子を迎えたとき、その子にはまだ名前がついていませんでした。ですから、里親としてまずやらなければならなかつたのは、子どもに名前を付けることでした。外国人の実母が残した書置きには、「マリアンヌと名前をつけてほしい」と書いてあったそうです。子どもが実母の国で暮らせる可能性はなく、日本でずっと暮らすこともふまえて「マリ」と名付けました。

子どもに選択してもらう

虐待を受けて委託された子どもの中には、実の名字を使いたくないという子がいます。その場合は里親の名字を使っています。子どもの事情で選べるようにしていますが、高校や大学などへ進学する際や資格試験の際には実名を使用することも出てくるので、子どもの意思を確認しながら、児童相談所と相談して決めています。



産んでくれた親に感謝し、名前で呼び合う

私たち家族はみんなお互いに名前で呼び合っています。たとえば、私は「お母さん」ではなくて「ミサコさん」です。夫は「マコトさん」と呼ばれています。子どもに対しては、どんな状況であっても、親に対して、産んでくれたことを感謝する心を持ってほしいと願っています。

「おじさん」から「お父さん」へ

現在、中学生の女の子を育てて3年になります。初めは「おじさん」でしたが、一緒に暮らし始めて1年過ぎた頃から「お父さん」と呼ばれるようになったのがうれしかったです（実父のことは「パパ」と呼んでいるらしいです）。



3 養育の開始

29 幼稚園・保育所や学校との関わり方

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- 子どもにとって、幼稚園・保育所や学校は多くの時間を過ごす大切な場所です。子どもはそこで、養育者や知人以外の大人と出会い、人間関係が豊かになっていきます。
- 子どもが通う学校等には、学校生活が始まる前に、里親家庭の子どもであることや、里親やファミリーホームで生活していることを十分に伝えていきます。その地域や学校にとって初めての場合はとくに、児童相談所の職員等が里親とともに学校等への説明に行くなどして、子どもの姓の扱いや学校生活について確認することが有効です。また、必要に応じて子どもの特性を説明し、新しい生活に慣れるまで時間を要することなどを、理解してもらいましょう。
- 学校生活では教師だけではなく、周りの保護者や地域の人々とも関わります。地域とのつながりを大切にしていくことが、学校等での人間関係を豊かにすることにつながっていきます。
- 委託初期の困ったときや、家庭に変化が起こったり、子どもが落ち着かないときなど、幼稚園・保育所、学校、教育委員会、児童相談所等と連携し、里親等だけが困った状況を抱え込まないように、日常的に連絡を取り合っていきましょう。

事例



親も学校へ足しげく通う

里親家庭ということを周囲に隠すことなく生活しています。ADHD（注意欠陥多動性障害）の子どもを育てているとき、入学前に児童相談所から学校に説明してもらいました。事情のある家庭だからという偏見もあり、なかなか理解してもらえませんでしたが、私たち夫婦は何度も説明を繰り返しました。いじめられたこともありますが、行事やボランティアの機会は欠かさず学校に通い、私たちのことをよく知ってもらいました。時間はかかりましたが、みなさんの理解を得られました。

校長先生の大きな存在

子どもが学校でトラブルを起こすたび、校長先生が連日連夜、報告してくれました。子どもの気持ち、相手の気持ちを聴き取つて、今後につながる対処をしてくれたうえ、里親である私の話もしっかりと受け止めてくれました。そして、家族の全員を認めて励ましてくれたおかげで、つらく大変だった1年を乗り越えることができたと思います。



保護者同士もトラブルについて考え合う

子どもが保育園で友だちを噛むたびに報告を受け、先生と保護者にあやまっていました。あるとき、なぜ友だちを噛むのかを先生に尋ねたところ、「行動が遅いので、周囲の子にからかわれる」と返事がありました。「どうしてそれを教えてくれなかったんですか。先生は他の子にどういう注意をしてくれていたのですか」と言ったら、先生と保護者数人で集まるうことになり、先生から噛む理由を保護者に説明し、解決策を話し合いました。保護者の方には自分の子どもが同じ立場だったらどうするか、考えてもらう場にもなったと思います。お互いにとってよい経験でした。

慣れた保育園に通い続けた

幼児を預かったとき、その子が以前から通っていた保育園に引き続き通わせてもらいました。電車に乗って通わなければなりませんでしたが、子どもが赤ちゃんのときから通っている保育園なので、「自分の家」のような安心感があるようでした。私のほうも、保育士の先生方が子どものことをよくわかっているので、本当に助けてもらいました。もし、わが家の近くの保育園に転園していたら、子どもも私も精神的に大変だったと思います。



3 養育の開始

30 スムーズな医療の受け方

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援（5）幼稚園や学校、医療機関等との関係

- 子どもが委託された当初は、慣れない環境での緊張から体調を崩すことがよくあります。また、虫歯が治療されていなかったり、耳垢が詰まっている子どももいるので、子どもの委託と同時に、医療機関との付き合いが増えます。
- 子どもの委託時には、児童相談所から受診券（医療券）が渡されます。受診券は、子どもを措置した都道府県および政令指定都市等が、保護した子どもの医療費の自己負担分（医療費の3割）を負担するという証明書です。里親が医療機関の窓口で現金を支払う必要はありません。なお、受診券が適用になるのは、健康保険が適用される医療に限られます。
- 実親が国民健康保険や社会保険などの公的な健康保険に入っている場合、親の保険証の「遠隔地被扶養者証」が発行されます。親が公的な健康保険に入っていないなかったり、虐待などで親の同意がないまま子どもが保護された場合は、親の保険が使えない（無保険）、全額公費負担になります。
- ただ、受診券を知らない診療所や医院、病院は少なくありません。そのような場合は、児童相談所の担当者に連絡して説明をしてもらいましょう。または、『里親のしおり』や『里親ハンドブック』を発行している自治体もあります。その中に「医療機関の方へ」といったページがあったら、それを前もってコピーしておき、持参することもできます。
- 定期的な健康診断や予防接種を受けるためには、子どもの病気や予防接種の記録が記載されている「母子健康手帳」が必要です。母子健康手帳は、委託時に児童相談所から渡されます。また、予防接種を受けるときは予診票の記入が必要ですので、近親者の健康情報について児童相談所に聞いておきましょう。母子健康手帳がない場合は、児童相談所に相談してください。
- 受診券や遠隔地被扶養者証には、原則として子どもの本名が記載されます。し

かし、ひどい虐待で保護された子どもの中には、実親の名字で呼ばれると苦痛に感じことがあります。そのような場合は、里親姓で呼んでもらうように前もって頼んでおきましょう。自治体によっては、受診券に子どもの実名と通称名が併記できるようになっています。

事例



大きな子でも配慮が必要なこともある

高校生の子どもがコンタクトレンズをつくるので、初めての病院に一人で行かせたとき、医師が子どもにいろいろ聞いたり、言ってしまったそうです。病院の医療ソーシャルワーカーから電話があって、「医師から息子さんに失礼な言動があったそうです。医師がとても気にしていました。すみませんでした」と謝罪がありました。子どもに確認したら、「いろいろ言われた」そうで、「ソーシャルワーカーさんがあやまっていたよ」と伝えたら納得していました。この子は淡々と受け止める子でしたが、子どもによっては、傷つくことがあるので、高校生でも初めての病院にかかるときには里親がついていったほうがいいこともあります。

プライバシーを守るためにメモを活用

診察を受けるときは、「この子は里親家庭の子どもです。里親の名字を名乗っているので、カルテも○○（里親の姓）でお願いします。何かわからぬことがあったら、私が児童相談所に連絡をください」と紙に書いて初診時に渡します。口で言うと、待合室にいる人たちに聞こえてしまうのでメモを渡すとよいです。



あらかじめ実親から同意を得ておく

将来的に、ある手術をする可能性がある子どもを受託しました。手術には実親の承諾が必要なので、あらかじめ児童相談所が弁護士と相談して文書をつくり、「（実親と）連絡がとれない場合は、手術に関して、児童相談所と里親の判断にまかせる」という一文に同意してもらいました。

3 養育の開始

31 子どもの健康管理と災害時の安全確保、児童相談所との連携確保

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (11) 健康管理と事故発生時の対応

- 子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面への配慮が必要です。委託時には医療機関で基本的な健康チェックを行い、予防接種の記録や感染症の歴をはじめ、実親の遺伝的素質(糖尿病など)などもできるだけ把握しましょう。
- かかりつけ医をつくり、定期的な健康チェックを行うとともに「健康ノート」を作成して、身長体重の伸びや発達状態・疾病歴などを記録しましょう。記録すると、これまで把握されていない子どもの特性がわかることがあります。
- 健康上特別な配慮を要する子どもを迎えるときは、あらかじめ運動制限や日常生活上の注意点および服薬の方法など、具体的な事項を把握します。また、委託前の担当医から新たな医療機関の紹介状を得るなど、医師同士の引継ぎや今後の連携がスムーズにいくように、児童相談所と調整します。家族員で情報を共有したり、救急で別の医療機関を受診するときに利用する資料の用意も大切です。
- 事故や感染症の発生などの緊急時には、第一に子どもの安全を確保し、必要な医療を受けるなどを行います。養育者の説明責任を果たすため、緊急時における児童相談所との連絡方法、緊急連絡をする事故等の程度、実親への連絡の仕方などをあらかじめ児童相談所と確認しておきます。
- 災害への備えは養育者の責任です。災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認し、避難袋を用意したり、食料や医療品等の備蓄を行います。
- 子どもと一緒に避難場所を確認しに行ったり、近隣の支援者や理解者から災害時の協力を得るなど、万が一、養育者とともに行動できなくても、子どもがどうしたらよいか、わかるようにしましょう。

事例



災害時に頼れる家庭を見つけておく

東日本大震災のときは委託されていた子どもたち（高校生）と連絡がとれず大変でした。震災後、一人の子どもが通っている学校の近くに住む知人宅に子どもを連れて行き、「災害時はこの子をどうぞよろしくお願ひします」とお願ひしました。非常時の避難・協力体制がとても大事だと思ったのです（関東在住）。

子どもと一緒に災害時の備えをする

実子が結婚して自立した子どもに電話して「災害に備えて、何か準備している？」と聞いたそうです。そうしたら、「当たり前じゃない。どこで育ったと思っているの？ 一緒に避難用のリュックサックを準備したり、賞味期限が近づいた缶詰を開けてみんなで食べたり、いろいろやったよね」と返事がきたそうです。



病院に配慮をお願いして、落ち着いて受診できた

わが家に来た子どもは、親の保険証を持っています。しかし、ひどい虐待を受けていたため、医療機関の窓口で実親の名字で呼ばれるたびにフラッシュバックを起こして、奇声をあげました。そこで、病院に里親の名字で呼んでくれるように頼んだところ、落ち着いて受診できるようになりました。

緊急時の連絡先を確認しておいてよかった

中学生の子どもが塾帰りに交通事故にあって救急車で運ばれ、意識がなく、骨折していると聞き、すぐに病院に向かいました。夜の10時を回っていましたが、道中、児童相談所に連絡しました。緊急時に担当の児童福祉司に連絡できるシステムがあることを聞いていたのです。すると、すぐに担当者が駆けつけてくれ、実親にも状況を伝えてくれました。幸いにも脳震盪で済み、骨折以外に心配なこともなく、数日で退院できました。でもあのとき、頭の手術が必要になって、里親だけで判断することになっていたらと思うと、児童相談所に連絡がとれ迅速に対応してもらえて本当に良かったです。



3 養育の開始

32 里親同士の情報交換の大切さと留意点

養育指針 第Ⅰ部総論 5. 家庭のあり方の基本 (3) 地域とのつながりと連携

- 里親等による養育の最大の特徴は、子どもを中途から養育することにあるでしょう。中途養育には児童相談所など支援者からの情報やアドバイスが必要になりますが、里親仲間のアドバイスも大変参考になります。
- 子どもを受託してから地域の里親会に入会し、仲間づくりを始めるのではなく、里親登録と同時に入会し、里親サロンや親睦会の活動を通して知り合いを広げていくとよいでしょう。また、養子縁組を希望する里親同士や親族里親同士で話してみると、他とは違う共感や養育上のヒントが得られることがあります。
- 子どもを受託したら、里親会のメンバーに話しましょう。子どもの年齢や性別、成育過程などで、自分と似たような経験をしている里親とも交流してみましょう。
- 養育開始時の心配事としては、発達に問題がないか、子どもとの関係がスムーズに築けるか、安心した環境になってから起きる退行（赤ちゃん返りなど）にどう対応したらよいか、などがあります。学童期の子どもの場合は転校が伴ったり、学習進度の違いがあったり、いじめにあって不登校になるケースも見られます。これらへの対応は学校の先生やスクールカウンセラーなどと話すことも大切ですが、里親等の体験談が参考になります。ただ、他の里親の経験や意見をそのまま取り入れるのではなく、子どもの状況に合わせて、吟味することも大事です。
- 実親が外国人で国籍などで難しい問題を抱えている場合や、特有の障害をもつている場合もあります。ケースとしては少ないものの、こうした事情の子どもを養育したことがある里親等を探して、話をしてみることも役立ちます。

事例



委託前から里親仲間をつくる

未委託の頃、里親さんの子どもへの関わり方を里親サロンで見せてもらっていました。子どもを迎えたいま、それがとても役に立っています。委託直後は大変な時期なので、できたら、委託前から里親さんたちとつながるようにしておき、あれこれ教えてもらえるような人間関係をつくっておくといいと思います。

同じ悩みを持つ里親に助けてもらう

子どもに夜尿があって、同じ経験をしている里親さんから夜尿の本を借りて読みました。本には夜尿を相談できる医師のリストが書いてあって、「治らなかったらここに相談すればいいんだ」と安心しました。周囲に夜尿の子どもはいませんでしたが、里親家庭で暮らす子どもには多いです。仲間の里親さんから本を借りて、正しい知識を得ることができたので、思い煩うことがなくなりました。



気持ちを前向きに立て直すことができた

困ったことを言い合う仲間づくりが必要です。誰かが失敗談を話すと、それがきっかけになり、みんなも話し出すと思います。里親サロンでは「よい子」になる必要はないです。つらさを吐き出すだけでなく、気持ちを前向きに立て直すところまで、みなさんが私に付き合ってくれました。そのおかげで、自分を客観的に見ることもできました。

里親による家庭訪問

委託間もない頃、子どもがなかなか泣き止んでくれずに、自分も子どもと一緒によく泣いていました。いよいよ疲れ切って外出もままならなくなったり、里親会の紹介で先輩里親さんが家庭訪問に来てくれました。先の見えない状況でしたが、私と一緒に考えてください、一人じゃないことを確認できただけで、孤独の涙がうれし涙に変わりました。



